

屋久島における自然遺産の所有権と島民の位置について

寺田 喜朗

Who Owns the "Natural Heritage" ? Who Is the Nature of Yakushima Island For ?

Yoshiro TERADA

I was born on Yakushima Island, moved to Kagoshima in junior high school, then Tokyo for university. I have a dual identity and perspective regarding Yakushima: that of a student studying sociology, a stranger; and that of a native islander and one concerned. Whenever I return to the island I notice that it is changing, and I am ambivalent about the labeling of Yakushima as a Natural Heritage site.

People have constructed a perspective about nature—against civilization, urbanization and human life—and only through this do we realize the value of nature. I was proud when Yakushima was registered as a Natural Heritage site, but it feels now that when Yakushima is discussed, it has become an island whose heritage is to be shared among human beings around the world.

Throughout its history, the island came to be valued by outsiders, not just the islanders. In ancient Japan, it was used as a base port for trade with China. The economic value of the island's Yakurcedar trees was then discovered by the Shimazu family and further exploited by a third group, the Japanese Government, which legally took over the island about 120 years ago and prohibited islanders from cutting the cedars while profiting greatly from the venture themselves.

The conservation movement of nature resists the "world economy system" but paradoxically it brings too many tourists to Yakushima. With the development of public transport and mass media, people today believe that they have the right to go anywhere at anytime, but too many people with no common knowledge role or regard for rural places are visiting Yakushima. The native islanders have little chance to play an important role in the history of their homeland, and are only now learning about the value of their plants and animals to the outside world.

It appears that there are three perspectives on the island. From a global and academic perspective the island is an important heritage site for people in modern society; from the Japanese national perspective the island is a national property; from the perspective of people who live there as islanders, the island is our home.

はじめに

私は、1972年に屋久島の宮之浦に生まれ、中学2年の5月、島を離れている。残りの中学生生活と高校卒業までを鹿児島で過ごし、その後の学生生活は東京で送っている。父は、幼少期に島の北端に位置する一湊集落から宮之浦川向集落へ移住した開拓団の第二世代であり、母は旧薩摩郡鶴田町の出身である。両親が暮らす屋久島を離れ、およそ四半世紀が経過する。帰省する度に島の様相が刻一刻と変化していることに気が付く。

島の出身者としての私と、社会科学を学ぶ一人の学徒としての私との間には、常に揺れ動く感情が存在する。屋久島へ帰ったときの他所者としての自分。そして出身者としての立場から島を語り、島に関する言説を眺める当事者としての自分。この他所者と当事者という二つのアイデンティティは、屋久島が付与された「世界自然遺産」という称号に対してもアンビヴァレントな感情を惹起させる。

1. 問題の所在

筆者の専門は社会学なので、屋久島の自然科学的な価値については十全に語れない。ここで論じてみたいのは、屋久島の森の社会・文化的な価値とその所有権をめぐる問題である。

我々、社会学徒は、人々の主観に立ち現れる意味を注視する。たとえば、同じ形状の記号やシンボルも、それぞれの社会や文化、あるいは時代や人々の属性によって異なった意味が立ち現れる。

このような見地からは、「自然」一自ずから然り一は、字義通り「あるがままの存在」とは見なされない。「自然」とは、「文明」、あるいは「都市的な文化」、さらにいえば「人間の社会生活」とのコントラストの上にしか見いだされない人為的構築物の一つと見なされる。つまり、社会学者は、人々の間に「自然」への眼差しが構築されない限り、有意味な存在として「自然」は認識されないと考える。換言すれば、「自然遺産」とは、太古の昔からそこにあったものではなく、近代社会の人間が、その眼差しによって価値づけた社会・文化的表象だと見なされるのである。

屋久島は、1993年にUNESCOの世界遺産条約で定められた自然遺産リストに登録された。世界遺産条約は、「顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する」ことを目的に制定されている。自然遺産部門は、「世界的な見地から見て観賞上、学術上又は保存上、顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等」を対象に登録がなされる¹⁾。

屋久島の森の10,747ha（全島面積の約21%）が世界遺産の指定地域に登録されている。垂直分布による多彩な植生、原生状態の照葉樹林が広域で残されていること、すぐれた景観の杉の生育、これらが登録の根拠となったとされる。

屋久島の森は、誰の眼差しから「普遍的な価値」を有する「人類全体のための世界の遺産」

だと意味づけられたのか。いつの間に屋久島の森は、普遍的な価値が付与され、全人類のための遺産となつたのか。手続き的には、植物学者が価値を同定し、1993年にUNESCOがそれを認定し、人々がその意味づけを承認したのである。

屋久島を価値づけるのは、もっぱら他所者の仕事である。島民は、科学者やジャーナリストの高説に啓蒙を受け、他所者の視線で島を眺め、他所者の言葉で島を語ることを学習する。自らの島に発見される「自然的価値」に戸惑いつつも、それを理解しようと懸命に努める。

屋久島は、島民の居住地ではなく、「人類の遺産」として島内外から認知される現実がある。「世界遺産の島」という言説の浸透と、島民の文化的剥奪のプロセスは密接に関係している。屋久島の森は誰のものなのか、「自然遺産」とは一体誰のものなのか、という問いを考えざるを得ない。

以下では、主に『上屋久町郷土誌』を参照しながら、屋久島の森の所有権の変遷過程、島民の生活と地域経済、自然保護運動の歴史的推移を概括し、その後、世界遺産登録がもたらした影響とその問題点を論じていきたい。

2. 屋久島の森の所有権

屋久島の森は誰のものであったのか。そもそも屋久島の森に所有者などいなかつた。屋久島の森は、それ自身であり、人間の所有物ではなかつた。文明化以前に島に暮らした人々は、所有物としてではなく、様々な恩恵にあずかる場として、畏怖すべき対象として屋久島の森を認識していたはずである。

土地の人的所有を前提とする人間の文化—土地所有の観念—は、文明の発達とともに人々に浸透していった。屋久島の森は、何者かの所有物として観念されることになる。

屋久島の地政学的価値を発見したのは、畿内に成立していた古代律令政府だった。中国大陆(唐)との交易上の有用性が屋久島を文明の中へ引き入れた。

歴史を紐解くと²⁾、史書に「夷邪久」の語が登場するのは636年に編まれた『隋書』であり、日本では720年に編纂された『日本書紀』が初出である。『日本書紀』には、616年に「掖玖人」が「帰化」したことが記されている。この「夷邪久」や「掖玖」の語が、現在の屋久島を指すか否かは検討が必要であり、ヤクの語源についても鹿説（アイヌ語で鹿はユク）、薬草説、湿地帶説等があり、定説は定まっていない³⁾。いずれにせよ「掖玖」は、この時点では触れられている地名の一つに過ぎない。

屋久島は、朝鮮半島との関係が悪化した白村江の戦（663年）以降、遣唐使の南方航路の経由地として利用される。『続日本紀』（697-791年編纂）には、753年に吉備真備、鑑真が寄港したことが記されている。この時点において中央政府は、寄港地としての有用性を認知していたと考えてよいだろう。『延喜式』（927年）の神名帳には、大隅国五座中に益救神社の名が記され、『枕草子』（1000年頃成立）には、屋久貝が、平安公卿の遊具、装飾品として珍重されたことが記されている。この頃に屋久島は、大和文明の一部に取り込まれている。

遣唐使が廃止され、律令政府の支配力が低下してくると、中央政府の記録から屋久島は姿を消す。記録上で確認できることは、15世紀初頭以降、屋久島は、種子島氏の所領となっていることである。禰良氏との抗争を経て、種子島氏は、中世における屋久島の領有権を確立する（漁業関係には島津氏の知行が及んでいた）。種子島氏の知行下、1469年に法華宗が伝播し、日明貿易、日琉貿易の寄港地として再び有用性を付与される。

島津氏が直轄領として種子島氏から屋久島を没収し、領有権を確立するのは1612年のことである。そこには、屋久島の山林資源をめぐる思惑があった。屋久島の山林で市場価値を有したのは、檜、楠、楠、榧、松、楮、桑、茶、橙、蜜柑、枇杷等であったが、島津氏にとって、奥岳に生育する巨杉—現在、屋久杉と俗称されているのは、樹齢1,000年を超える規模の巨大な杉を指している。ただし、木材として価値を有するのは樹齢700年以下のコスギであり、内部が空洞化し、コブが発達した屋久杉は、有用性がないため伐採から免れたと考えられる。ここでは樹齢400~700年のもっとも多く伐採された樹齢の巨杉を論述の便宜上「ヤクスギ」と記し、論を進める—こそが主眼に描く特産であった（それまで島民の間では禁忌であったヤクスギの伐採は、島出身の儒学者、泊如竹⁴⁾が、1631年頃に嶽の神に祈り、靈験を得て活用を可能にさせた、と伝えられる）。ヤクスギは、山中で長さ48.5cm、幅10.6cmの平木に加工され、平木40枚が米1升の価値で貢納された（木質が緊密で油脂が豊富なため、風雨に強く、腐植しにくいため、主として屋根板として利用された）。18~19世紀に度々、ヤクスギの伐採を制限することを促す藩令が出されているが、一方で、山稼（木樵）の不足も記録されている。伐採が容易な山域からヤクスギを伐りだしてしまうと、その後、山稼は、危険を伴う割にあわない仕事と考えられるようになったのであろう。島民の暮らしは、農耕と漁撈によって支えられていた。近世期、屋久島の山林は、島津藩の財源として価値を有したのである。

近代以降は、明治政府が国有林として島の八割を超える山林を没収した。上述したように、藩政期、屋久島の山林は、制度的には島津藩の領有地だとされていた。しかし、実際に山林を育成したり運用したのは島民であった。島津藩が特別に保護した「御建山」「鹿倉山」「御仕立山」でない限り、日常的な利用は制約されていなかった。この慣行の下にいた島民は、積極的に山林の所有を主張することなく、民有地として地券を受けると（証印税をはじめとした手数料がかかり）、地租を納める義務が生じるため官有地として編入した方がよい、という官吏の説明にも異議を唱える者が少なかつた。

1882年には、屋久島の森のほとんどは官有地となっている。しかし、奥岳のみならず、前岳（里山）の共有林の大部分さえも国有地として管理され、山林盗伐が厳しく禁止されると島民の生活には不便が生じ、相次いで「引戻願」が提出されることになる。1891年、国から係官が派遣され、現地調査が行われるが、結果は、1889年に官有地に編入された部分にのみ引戻が許可され、地元民が強く望んだ1879年に官有地に編入された箇所については引戻は許可されなかつた。

ここで国有山林下戻請求の行政訴訟（1904~20年）が提起される。島民は、藩政期における

行政資料を提出し、①屋久島の山林は、数百年来、島民が自由に処分し、土地所有の結果として主産物を伐採、売却してきた事実がある、②山林には、藩政期に高請けの証拠があり、地租改正まで正租を納めてきた事実がある、③山林は、原告村の村持（村落が所有権を有する山域）として認められた事実がある、という根拠に基づいて下戻請求を行った。この行政訴訟は、18回の公判を重ね、原告の訴訟費用は莫大な額に膨れあがったと言われる。しかし、<係争山林を原告が所有したことを証明するものは皆無>という判決が下り、地元民の主張は棄却される⁵⁾。1921年に策定された「屋久島国有林經營の大綱」には、島民の利益と便宜に配慮する内容が明記されている。しかし、1923年に発表された「屋久島国有林施業計画」は、結果的に、以降、営林署が大規模な伐採事業を進めていく素地を整備した顛末となる。ヤクスギ伐採の主要な基地となる小杉谷に森林軌道（トロッコ）の開設が始まったのは1922年である。屋久島の山林は、国有林約85%、公有林約5%、私有林約10%という割合で決着を見たのであった。

山林の伐採が本格化したのは戦後復興期以降である。植民地を喪失し、復興に伴う木材需要に対応する必要に迫られた政府は、林業生産力の増強を図る。昭和30年代に入ると高度経済成長がはじまり、木材需要はさらに拡大する。保護主義の観点から出発した国有林政策は、企業性を重視する皆伐方針へ大きく転換し、1955年時点では約45千立方メートルだった屋久島山林の伐採量は、1960年には約96千立方メートル、1965年には約122千立方メートル、1970年には約155千立方メートルへと拡大する⁶⁾。チェーンソーをはじめとしたテクノロジーの発達とインフラの拡充を受け、山林伐採は猛烈な勢いで推し進められる。（藩政期には「御建山」として禁伐指定地域であった）小杉谷は、「屋久杉の墓場」とよばれ、樹齢1,000年を超える屋久杉は、この時期までに約19/20が伐採されたと言われている⁷⁾。戦後、屋久島の森は、国の財源に大きく寄与したのであった。

以上の経緯から了解されるように、屋久島の森に島外から価値が付与されるのは近世以降である。その山林資源は、近世においては島津藩、近代以降は国家の所有物として管理・管轄された。藩政期、「御建山」等の指定地は禁伐区域を意味していたが、その他の山林は、集落の入会地であり、島民に利用権があった。近代国家はこの入会権・村持制を否認し、国有財産として前岳の一部と奥岳全域を没収した。そして、戦後、屋久島の森は、国策に沿って利用・収奪されたのであった。

3. 島民の生活と地域経済

我々は、（合併以前の）上屋久町と屋久町の二つの『郷土誌』によって島民の歴史と文化を学ぶことができる。また、『三国名勝団会』⁸⁾や、宮本常一、林英美子をはじめとした来訪者が著した記録によって、かつての島民の生活を知ることができる。

2007年10月に発足した屋久島町は、旧上屋久町と旧屋久町が合併して成立したものである。両町の人口規模は、ほぼ同レベルで推移してきた。屋久島の人口は、1920年14,427人、1930年17,462人、1940年17,444人、1950年22,236人、1960年24,010人、1970年17,376人、

1980年15,623人、1990年13,860人と推移し、合併直前の2007年時の両町の人口の総数（含：口永良部島）は13,498人であった⁹⁾。1960年代以降、人口は激減しているが、この要因は一小杉谷の廃村、戦後入植者の離農・離島、若者の集団就職等々の諸要因が挙げられるが一屋久島が「貧しい離島」であったことにある。

島民は、せまい田畠で甘藷と蔬菜類を自給し、薪炭をはじめとした木材、海産物（鰯・鯖・飛魚）、果実、ガジュツ、サトウキビを貴重な現金収入源としてきた。

1940年に屋久島を来訪した宮本常一¹⁰⁾は、当時、農業従事者が全産業人口の約9割を占め、島民の一戸あたりの耕地面積は、種子島の半分以下の田畠合わせて平均6反くらいと記している。他方、「身分的な階級制度のきわめて稀薄」であること、物質的には豊かではないが、「生活は著しく安定している」ことを語っている。宮本は、「資本主義的なものの流入のきわめて微弱」であることを指摘し、「いわゆる資本主義社会としての経験をほとんど持たずして次時代の社会に移行して行こうとしている」様相を書き留めている。また、1950年に屋久島を訪れた林英美子¹¹⁾も、物質的には恵まれないながらも「純朴な気風」の島民の様子を印象的に描いている。

昭和30年代以降、屋久島は、—E.ウォーラースteinがいう一世界システム¹²⁾に巻き込まれ、産業構造の変動過程に規定される形で「貧しい離島」へと転化していく。

高度経済成長に惹起された地域格差の拡大と離村向都の流れの中で、島の労働人口は激減し、地域経済の存立そのものが危機に陥ることになる。社会生活の貨幣依存率が高まり、伝統的な生活構造は維持することが困難になっていく。農林漁業と建設業だけでは2万人を超える島の人口動態を維持することはできなかったのである。

耕地がせまいため、かつて主食を自給し得たことがなく、サバの一本釣りも島外の巾着網船に荒らされ、わずかにトビ魚、ヤクスギ、ポンカンの産地として名を留めているだけ。若者はほとんど島外にとび出し、青年団活動すら満足にできないという窮地に追いつめられた屋久島にとって、電源開発、工場誘致こそは命の綱であったといつても過言ではない。

（『上屋久町郷土誌』586頁より）

これは、上屋久町郷土誌に転載された昭和34年（1959）3月18日付の『南日本新聞』の記事である。旧上屋久村と旧下屋久村は両村を挙げ、必死の思いで陳情書を提出し、工場誘致運動を推し進めていた。

屋久島は、急峻な地形による高落差と豊富な降水量に恵まれている。大規模な水力発電の建設計画は大正末期から幾たびか浮上したが、いずれも頓挫していた。本格的な水力発電一千尋滝発電所一が運転を開始するのは1953年である¹³⁾。

その前年、日本工営を中心に鹿児島県他民間企業11社が共同出資し、屋久島電気興業株式会社（資本金7,500万円）が設立され、安房側上流の千尋滝発電所の建設に着手し、翌年、完

成させる。同社は、鹿児島県下に無尽蔵と言われた砂鉄を原料に電気製鉄を生産し、九州全域への海底送電を行うことを計画していた。当初は、この2つの次期工事に使用する電力を確保するための準備会社と位置づけられていた。

翌1954年には、鹿児島県と新日本窒素肥料が共同出資して、電気製塩事業を計画した屋久島化学株式会社（資本金2,500万円）が設立される。屋久島の近海は、全国二位の塩分濃度を誇り、当時の日本は、輸入塩に大きく依存していた。

上下屋久両村は、「電気の島」屋久島を「台湾に代わるべき」資源供給基地としてPRし、県や企業に化学産業の誘致を懇請していた（現実的には砂鉄も塩分濃度も工業化に堪えられる水準ではなかったことには注意が必要である）。他方、屋久島の発電力を活用した産業開発に関するいくつかの私案が提出されていたが、このうち、内野私案（鹿児島大学教授の内野正夫によるもの）における「この島に起こした電力はこの島で利用し、勃興しつつある電気化学工業製品の製造に利用するのが適当であり、合理的である」という主張こそ、その後の開発を方向づける結果となった。

しかしながら、国内外の諸般の事情により、製鉄事業計画は開発融資を集めることができず消滅、また、製塩事業計画は最終的に専売公社から事業不許可を通達され、これも消滅してしまう。屋久島化学は創業目的を失い、屋久島電気興業は両事業計画の消滅のみならず、主要な買電先との取引停止によって苦境に立たされる。

この窮地を救ったのが、おおむらはくど大村白土を活用した電鋳レンガ製造の事業計画である。小野田セメントの研究実験の結果、新技術が開発され、大村白土から良質のシャモットを得ることが可能となった。小野田セメントからの企業化提案を受け、屋久島電気興業が屋久島化学を吸収する形で合併し、1958年に屋久島電工（資本金17,500万円）が発足する。

屋久島電工は、1960年までに累積増資45,000万円（最大株主小野田セメント）をもって電鋳レンガの製造事業を開始する。屋久島電気興業の発足以来、約8年間の歳月を経て、ようやく本格的な工業生産が開始されたのであった。天然の良港である一湊に近く、町が積極的に農地買収に乗り出し、十分な敷地面積を確保することが可能となった宮之浦に工場が建設された。安房川流域には、この後、千尋滝発電所の20倍以上の発電力を有する第一発電所、40倍以上の発電力を有する第二発電所が建設される。

屋久島電工は、旭硝子との競合により電鋳レンガの製造を中止したが、その後、金属珪素、炭化珪素、カーバイトの生産に取り組む。また、1965年には、石油化学工業との競合によって業績が悪化し、常務取締役の半減、管理職20余名の退職奨励、三割人員整理（130名余）を伴う経営再建を余儀なくされるが、小野田セメント・日本鋼管・昭和電工の資本協力の下、カーバイト製造を中止してフェロシリコンの製造に転換し、さらに炭化珪素（商品名：ダイヤシック）の増産に取り組んだ。1974年までに会社再建を完成し、その後、安定経営を続ける。

屋久島電工は、創業時、県下最大の企業であり、最大で400人を超える従業員を抱え、港湾、荷役、商社、代理店等の関連企業を合わせると上屋久町の約半数近くの住民が経済的恩恵を受

けていた。島民の雇用を支え、過疎化に一定の歯止めをかけたのみならず、島内経済は、屋久島電工に大きく依存する形で維持されていた。宮之浦工場が操業を開始した 1960 年以降、上屋久町の税収は倍増し、経営が悪化した 1966 年には町税収は激減、その後、会社再建に成功すると町税収も回復しているのである。

屋久島は、1960～1980 年代は電気と化学の島であった。島民の生活は、外部資本との密接な結合関係によって設立された電気化学企業によって、つまり第二次産業によって支えられてきた。上下両村が電力開発と化学企業の誘致に必死に取り組み、県や外部資本に陳情、懇請を繰り返したのは、屋久島が「貧しい離島」であり、過疎化の進行が地域経済を危機に陥れたためであった。島民の生活を守るために島の開発は要請されてきたのである。

他方、水力発電の優位性の低下、円高の漸進的な進行、有資源低開発国の猛追を背景とした鉄鋼産業の斜陽化を受け、1980 年代以降、屋久島電工の経営は漸進的に縮小の途を辿っていく。グローバル化の進展下、屋久島電工の業績が下降することは、再び、屋久島の地域経済の先行きが危ぶまれる事態が進行することを意味していた。屋久島電工への依存体質は徐々に改善され、他の産業分野の成長が見られたとはいえ、地域経済を牽引する新たな基幹産業の見通しは立っていなかった。このタイミングで、UNESCO から世界遺産条約への批准が発表されたのである。

4. 遺産登録の前史

1993 年、屋久島は、日本で初めて UNESCO の自然遺産リストに登録される。屋久島が世界遺産の称号を得る前史には、山林保全をめぐる島民と国との長い交渉、迎合、抵抗の歴史があった。

明治末から大正期における国有山林下戻行政訴訟（1904・20 年）、ならびに屋久島憲法と別称される「屋久島国有林經營の大綱」（1921 年）については既に触れたが、国立公園行政とその後の国有林行政についても触れておきたい¹⁴⁾。

旧内務省は、「史跡名勝天然記念物保護法」（1919 年）の制定を受け、植物学者（田代善太郎）に屋久島の実態調査を委託する。その結果を受け、1922 年、山林の約 4,300ha が学術保護林に指定される（同エリアは 1924 年に天然記念物、1954 年には特別天然記念物に指定される）。その後、「国立公園法」（1931 年）、「自然公園法」（1957 年）の制定を受け、屋久島は 1964 年に霧島屋久国立公園として指定される。屋久島の山林の約 18,100ha が国立公園に指定されたが、このうち、禁伐区域は約 6,700ha であった。これらの保護区域の指定には森林保全の積極的な効果もあったが、指定された区域外に開発のお墨付きを与える逆説的な効果もあった。

前述したように、1950 年代以降、屋久島の山林では大規模な伐採事業が進められていた。1957 年、「国有林經營合理化大綱」が策定され、1958 年には「国有林生産増強計画」および「国有林野經營規定」が改正される。その後も、新たな法律と事業計画が矢継ぎ早に策定・改

正されるが、そのプロセスで、国有林は一種林（公益性を求める保護林）、二種林（経済性を求める用材林）、三種林（地元との関連・社会性を求める共用林）にわけられ、二種林と三種林が伐採の対象に特定される（二種林においては栴、椎、イスノキ等の「低質広葉樹」は皆伐の対象となり、杉の人工林に代えられた）。

国勢調査によると 1960 年の時点で上屋久町の 643 人、1965 年の時点で 524 人、1970 年の時点で 359 人、人口比で見ると就業人口の約 10% が林業に従事している¹⁵⁾。屋久町を含めた林業従事者の利用可能な山林は、私有林と三種林（前岳部の 5,700ha）に限られていた。両町の陳情を受け、1961 年、屋久島林業開発公社が設立され、三種林の伐採に関しては、国 2 割、公社 8 割という分収率が採用される。三種林から得られる収益は、林業従事者にとっては重要な意味をもっていた。官民一体で国策に迎合するメンタリティは、「貧しい離島」の下部構造に下支えされていたのである。

最初の全国的な屋久島の山林保全運動は 1968・1969 年に起こった。1966 年における縄文杉「発見」の報道がきっかけとなり、東京、大阪、鹿児島に住む屋久島出身者が厚生省や林野庁に屋久杉保護の陳情を行った。この時には、開発優先の方針は変更されず、現地調査団派遣の結果、「屋久杉ランド」「白谷雲水峡」の観賞保護林を残すことで決着を見た。

以下、屋久島の自然保護運動を推進してきた柴鐵生（1943-）の著作『あの十年を語る』から、この後の山林保全・保護運動を跡づけたい¹⁶⁾。

二度目の山林保全運動は、東京に留学していた柴鐵生や兵頭昌明が帰郷し、1972 年に「屋久島を守る会」を発足させたことにはじまる。彼らは、屋久杉の即時全面伐採中止を求めて東京・大阪・鹿児島等でビラ配りを行うと共に、鹿児島県、林野庁、環境庁に陳情を行った。当初は、さしたる成果を挙げられず、多くの林業関係者を抱える地元住民の共感も得られなかつた。彼らは町議会に進出し、県内外の自然保護団体と連携を取りながら屋久杉保護を訴え続けた。1974 年には地元住民の生活を重視する立場から林野事業の推進を求める「屋久島住民の生活を守る会」と公開討論会を行うが、妥協点を見いだせないまま議論は終結する。島民の間では、禁伐の賛否をめぐって険悪な対立構造が形成されていた。島外で教育を受けた U ターン青年層が核となり、地場産業との関わりが薄い立場から即時禁伐を訴える「屋久島を守る会」は、保守的な上屋久町議会の主流派を形成していたわけではなかつた。また、旧屋久町議会は、保護論議に一貫して異議を唱え続けていた（旧屋久町は、旧上屋久町と比べ相対的に農林業の比重が高く、自然保護運動は低调で、「屋久島を守る会」の動きに関しても冷淡であった）。

「屋久島を守る会」のメンバーは、京都大学、鹿児島大学の研究者をはじめとした外部との交流から学術的な情報を得ていたが、1981 年、京都大学竜長類研究所の研究者達から瀬切川上流の森を残せないだろうか、という相談を持ちかけられる。島民の生活エリアから遠い「瀬切の森」は、〈住民の生命財産を守る〉という大義名分が成立しない山域であり、既に地元の上屋久町議会は瀬切川流域の伐採計画に同意を与えていた経緯があつた¹⁷⁾。

「屋久島を守る会」のメンバーは、研究者、自然保護団体、言論人、文化人、在京出身者に

支援を求めると共に、与野党の国会議員へ陳情を行った。社会党の岩垂寿喜男、公明党の原口勲、自民党の村上正邦が積極的な支援にまわり、三者は 1982 年の衆参予算委員会で「瀬切の森」問題を取り上げた。メディアの注目が集まる中、上屋久町議会は一町長をはじめとした消極派の意向を覆し—森林保護の請願を採択する。この経過を受け、初代環境庁長官大石武一、そして農林水産大臣田澤吉郎の現地視察が実現し、最終的に農相判断で林野庁の施業計画は見直しされるに至った。

この「瀬切の森」闘争は、国の林野事業を中断させるという画期的な成果を得たのみならず、その後の林野行政の転換を促す決定的な契機となった。この後、環境庁は、屋久島の森へ厳しい保護の網をかけ、保護区域に指定されたエリアは自然遺産に登録されることになる。

なお、柴鐵生の述懐において注目すべきは、<住民の生命財産を守る>という「理屈」が成立しない「瀬切の森」を保護するために、<垂直分布と照葉樹林の世界的な稀少性>と<人類の宝>という新たな「理屈」が、東滋（京都大学靈長類研究所）、田川日出夫（鹿児島大学）との話し合いの場で案出されたことである¹⁸⁾。学界では、屋久島特有の植生分布と広域に及ぶ照葉樹林の稀少性は広く知られた事柄であったが、この「瀬切の森」保護運動のプロセスを経て、学界外の世界に「世界人類のための」「普遍的な価値」という意味づけが構築されていったのである。

他方、<昔からある森を守り伝えることこそ保守本流の責任>という愛郷的パトリオティズムに訴える柴の「理屈」に、自民党の議員達が耳を貸さなかつたことも触れられている。この経緯で中心的な役割を果たした村上正邦は自民党の議員だが、彼は、生長の家が支持母体であり、「国の命、人の命、自然の命を守ることこそ」「私の使命」であり、「谷口先生（故谷口雅春、元生長の家総裁）の悲願」であったため、この運動に肩入れしたと語っている¹⁹⁾。つまり、保守本流のメインストリームから導出された政治的ポリシーによって自然保護運動に荷担したわけではなかった。

このように自然保護の「理屈」は、国土の環境保全の理念からではなく、科学者による学術的な知見を根拠に提起された。そして、そこで主張された<世界的な稀少性>と<人類の宝>という意味づけこそ、保守政党が推進してきた開発主義を再考させる結果につながったのである。

旧屋久町に比べ、産業バランスが相対的に分散された旧上屋久町を舞台に自然保護運動は推進された。モノカルチャー経済の構造的基盤が温存されたエリアでは、山林禁伐はある意味で禁句であった。公務員、民宿業、出版業、自営業等、「屋久島を守る会」のメンバーは、独立した生活基盤をもった教育水準の高いUターン、Iターンの青年達であった。短期的・投機的な山林資源の活用を批判し、中長期的な展望に基づいた保護運動を展開させることができたのは、このような生活・知識基盤の問題もあった。

5. 世界遺産条約への登録とその結果

鹿児島県の産業振興を目的として県主導で世界遺産登録運動は推進された。条約への批准は、高速艇、航空機、観光バス、レンタカー、民宿、ホテル、ガイド、土産店、また工芸品や焼酎の製造・販売等といった広い意味での観光産業、そして、数々のインフラ整備によって恩恵を被った土建業に多大な経済効果をもたらした。

自然保護運動の結晶ともいるべき世界遺産登録は、屋久島の「自然」をブランド化させ、その知名度を飛躍的に向上させた。「世界遺産」の称号は、自然との共生をスローガンとするエコ・ブームの格好の旗印となり、島のイメージ・アップに大きく貢献した。美しい映像とスピリチュアルなメッセージが矢継ぎ早に配信され、列島各地から一かつての伊勢参りのように—参詣客／巡礼者を惹き寄せ、様々な出自の新住民を招き入れた。船舶・航空機を併せた屋久島への入り込みは、1965年に98,623人であったものが、1975年112,287人、1980年111,937人、1985年111,937人、1990年187,469人、1995年256,645人、2000年263,077人、2005年316,884人へと増加している²⁰⁾。昭和末年まで約11万人で推移していた入り込み数が約19万人へ増加するのは、平成元年に高速艇（ジェットフォイル）が就航したことによっている。その後、1993年に世界遺産に登録され、メディアへの露出が増えたことが契機となり、観光客は30万人を超えるまでに増加している。条約批准前の1989年と2004年のデータを比較すると、第三次産業人口は17%増加して67%に、島内純生産は、222億円から408億円へと1.8倍に増加している²¹⁾。

垂直分布による多彩な植生、固有種の多さ、照葉樹の原生林、そして何より一神話的存在とさえなっている一縄文杉をはじめとした屋久杉群が島の自然的価値を形成している。屋久島の山渓は、かつての「資源」としての価値から、その景観による「自然」としての価値へ、社会的な認知様式を変えたのであった。

メディアが、島の「自然」の価値と稀少性を称揚することによって視聴者の間に憧憬の念が醸成される。情報・交通網の急速な発達、山への恐怖感を喪失させた都市のライフスタイル、人々へ平等な権利を保証する民主主義のルール、これらの都市的文化の複合的エーストス²²⁾が観光客の足取りを軽くしている。観光客は、屋久島の森に踏入り、年間数万～10万人規模の人々が縄文杉登山を試みる。彼らにとって屋久島は、一島民の生活の場ではなく一魅惑的な自然を観賞し、癒しと感動を得るアミューズメントの対象に他ならない。屋久島の山林は、島民の手からますます離れ、あたかも人類の共有財産へ格上げされたかのようである。そこでは、島民は、いわば門前町の商人の役回り以外の意義を持たない存在として匿名化されている。世界遺産への登録は、純粋に学術的なアジェンダではありえなかった。まずをもって人々の利害に大きな影響を及ぼした経済的なアジェンダだった。

また、世界遺産への登録は、島民の世界観を変容させた文化的なアジェンダでもあった。屋久島は、世界の人々が見守る自然保護活動の実践舞台として一種の劇場空間へ変貌した。島民は、世界の人々の眼差しを内面化し、よりグローバルな視座に自らを置こうと奮闘する。経済的恩恵に預かり得ない多くの島民も、自然保護の義務感だけは植え付けられる。マスマディア

に自らの島が登場するたびに誇らしい気持ちと愛郷心が喚起され、純朴と温厚という一定のフレームで切り取られ続ける島民イメージへも自らを同化しようと努める。田代善太郎が先鞭を付けた学術調査の結果を学び²³⁾、下野敏見²⁴⁾や田川日出夫²⁵⁾の著作に自らの置かれた位置を知る。山尾三省²⁶⁾の詩に共感し、椋鳩十²⁷⁾の児童文学を子どもに読ませる。「もののけ姫」(1997年)、「学校IV」(2000年)、「まんてん」(2002年)、「仮面ライダー響鬼」(2005年)、「余命一ヶ月の花嫁」(2009年)等々、屋久島が舞台となった映画やドラマを堪能し、田口ランディのエッセイ²⁸⁾の内容を吟味する。そして、多くの島民は、2000年12月5日に放映されたNHK「プロジェクトX 伝説の深き森を守れ」によって屋久杉保護運動の経緯を知った(特に旧屋久町の住民で、事の顛末を知る者は稀だった)。島の歴史は、より大きな人類の歴史の中へ包摂され、島を巡る物語は世界遺産の登録によって一つのクライマックスを迎えたかのように錯覚される。

6. 屋久島の森の文化的価値と入山のルール

屋久島をめぐる物語は、「島民」と「国民」と「人類」によって紡がれている。三者の住む現実世界は重なり合いつつも常に異なっている。屋久島社会へのコミットメント²⁹⁾の度合いによって、島への関心の様態は異なる。生活するのは「島民」であり、管轄し、歴史を紡ぐのは「国民」、鑑賞者は「人類」というペルソナ³⁰⁾を纏っている。その眼差しの中に立ち上げられる屋久島の現実は、定置される視界的高さによって様々なリアリティをつくりあげる。島の資源管理にもっとも強い発言権を有しているのは「国民」というペルソナを纏った弁論人、生態系保全にもっとも強い発言権を有しているのは「人類」というペルソナを纏った弁論人、「島民」は法廷のルールに熟達しない傍聴人の役回りでしかない。「国民」は国家的遺産の有効利用に関して、「人類」は地球的観点から自然環境保全に関して積極的に発言を行う。「島民」が生きる一利害関係に支配された—至高の現実としての生活世界(life-world)³¹⁾は、世界的な遺産の前では、取るに足らない島宇宙の問題として括弧に入れられる。

島民が抱く「屋久島の森の価値」、国有財産としての「屋久島の森の価値」、そして人類と自然との関係性の上で付与される「屋久島の森の価値」は、それぞれに異なっている。

遺産登録の根拠となった照葉樹林の価値は、決して島民によっては発見されなかつた。島外部に打ち立てられた科学的真理に参照され、それまで利害の及ばなかつた山林が、人類の貴重な遺産であることを島民は啓示された。照葉樹の原生林は、地球環境と文明破壊の文脈において類稀な価値を有するのであり、大半の島民は、その意味を十全に把握していたわけではなかつた。

かつて屋久島では、島中央にそびえる宮之浦岳と村境とを結んだ線域が各集落の利用範囲として了解され、島民であつても他の集落の山林への立ち入りは禁止されていた。また、仕事以外で山に立ち入ることはなく、山稼の人々は様々な禁忌を持ち合わせていた。山稼の人々は、旧暦の5月と9月の16日の山の神の日、そして毎月20日あるいは23日、そして正月は、山

に入ることを禁忌としていた。大木を切る際には、ヨキ（斧）を木のそばに立て、倒れると切らない風習をもっていた。また、大木を切る際は、柏手を叩き、山の神（権現様）に申し出を行った後、ヨキを入れた。木が倒れる際は、大声（キヨリ）を三度叫んだ。木が倒れると、切株の根本に花、あるいは生小枝を立て、<ここになおって（移って）下さい>と拝んだ。コブの付いた大木は切らなかつた。杉は択伐され、平木への加工は山中で行われた。一伐採によって生じたギャップ（森の切れ目）からの一日光を浴びた倒木や伐根からは切株更新で新たな生命が芽生え、森林の再生が促された。雑木は択伐された後、主に薪炭として加工された。雑木の伐採には、森の風通しをよくし、残された大木の成長を促すことが期待されていた。そして何より、島民にとって奥岳は神域であり、聖なる禁忌が支配する空間であったのである³²⁾。

このような「島民」や「集落」が有した入山のルールは、島外の「国民」や「人類」には参照されず、彼らに啓蒙された大多数の「現在の島民」もこれらを伝統文化の一部としてしか参考しなくなつた。島民が抱いた山への信仰は、山林の市場価値と学術的稀少性の知識によって世俗化³³⁾され、閑却されていく。島民は、国民、あるいは地球市民としての教育を受け、後者の視座によって屋久島の森の価値を認識することを内面化していく。近代教育を施された人々は、女人禁制という理由によって、あるいは岳参りの時期ではないという理由によって、あるいは飛魚が獲れる季節だからという理由によって、屋久島の山林への立ち入りを拒否することはできなくなつた。

遺産とは、死後遺された財産のことをいうのであろう。財産とは、個人、または集団が所有し相続する財の集合を指す。屋久島の森の再生を促した島民の知恵と禁忌は忘却されていく。島民が守り伝えた固有の文化遺産は相続人を失いつつあるのである。

近代という時代が、封建制の地方権力から国民国家という統治機構へ屋久島の森の所有権を委譲することを促し、ポストモダンの時代の流れは、脱中心化した見えない市民権力へとその所有権の委譲を促している。学術的な見地から価値づけられた屋久島の森は、「人類全体のための遺産」として活用され、国際的な協力・援助体制の下で管理されることになっている。そこでは、不可逆的に引き起こされる自然破壊／観光被害は、責任の所在が曖昧なまま不可避の事態として黙認される現実がある。鹿害（農作物への被害のみならず、稚樹と下草を食むことによって生じる森林破壊）に関しても、島の大半を占める国有林や自然遺産指定地域では駆除ができない（鹿の増加を止めねば屋久島の森には深刻な被害ができることが予測されるが、環境庁や森林管理署は生態系に手を入れることに及び腰で積極的な対策を取ろうとしない。現時点では実質的に放置しており、被害は拡大する一方である。鹿害は、人間の手が入らない自然遺産指定地域・国立公園指定地域に集中する傾向がある。つまり、島民から森の利用権・管理権を没収した一方、保護のための管理責任が全うされていない）。島民は、手を拱いて眺めているだけである。屋久島の自然の平等な利用に関する権利と、それを保全するための具体的な責務や負担は、等価に扱われない。権利に基づいて利用するベクトルには、外部の上層機関の管轄に加えて資本主義のメカニズムが作動するが、責務や負担のためには作動しない。そこには、

管理責任の委譲の連鎖、いわば「無責任の体系」が形成されることになる³⁴⁾。

屋久島の森が傷つくことで傷を負うのは誰か。ユネスコなのか、林野庁なのか、環境庁なのか、鹿児島県なのか、植物学者なのか、動物学者なのか、あるいは生態系を危惧する地球市民なのか。その答えは明白である。自然的価値が損なわれることによって最も深い傷を負うのは島民である。屋久島に生まれ落ち、島で一生を終える人々、島の言葉しか知らず、その内部経済で生活する人々、この屋久島に暮らす土着の民こそ、もっとも直接的な被害を被る当事者に他ならない。観光産業に大きく依存する島民は、「屋久島の自然が破壊されている」という情報が発信されることによって島外からの「外貨」を失う。ネットやメディアから発信される気まぐれなコメントは深刻な経済的影響を及ぼし、島民は、一過性のブームとして消費される恐怖に苛まれつつ自然保護の重責を抱え込む。

自然との共生を謳う自然保護運動は、島民の衣食足ること無しに説得力を持ち得ない。生活基盤の脆弱性こそ国策や外部資本に迎合しやすいメンタリティを醸成する。山林破壊がもたらした鹿害・猿害³⁵⁾をはじめとする生態系上のトラブルも、保護すべき対象がまず人間でなければ問題は鼎立し得ないはずである。

屋久島の自然が語られる際、土着の島民が歩んだ歴史と生活は括弧に入れられてしまう。島民は、疎外され、自らを代表することが出来ない、—E.サイードがいう—「オリエンタリズム」の構造³⁶⁾に絡め取られている。愛着と畏敬をもって森を眺め、森が滅ぶ時には自らも滅ぶことを自覚してきた島民と、現場を知らず、言葉と数字で事態を判断する外部機構の人々とは、島の未来に対する意思と責任感が根本的に異なっている。

7. 自然遺産を守るために

屋久島の自然遺産は、島外の科学者によって価値を付与され、島外の行政機構によって条約批准の運動が推進され、島外の人々の好奇の眼差しに晒されている。遺産登録運動は、島外の人々の略奪から、島外の人々が認める価値を守るために推進された。つまり、島民の利権と文化を守るために世界規模に拡大されたものではなかった。遺産登録の過程で、島民は一定以上の権限を分与されず、島民の意向や価値観が議論の中核に描かれるることはなかった。

地元の有志によって推進された自然保護運動が遺産登録の素地をつくったことは何より高く評価されるべきである。しかし、決定的な権限が外部機構から委譲されることがなかったことも紛れもない事実である。外部の政治家、政策立案者、行政機構、研究者、文化人へ島の現状の理解を求めるこことによってのみ、自らの居住地の保護を確保することができたのは、住民の立場の決定的な劣位性を証左している。

そして、我々の間には、「島民」と「国民」と「人類」とを同一視する市場原理と学術的言説、いわば近代の都市的文化に遍在する＜知—権力＞³⁷⁾を介したヘゲモニー作用が作動していることを見落としてはならない。近代法を根拠にした「国民」としての権利や、エコロジーの発想から「人類の遺産」を保全すべきと主張する地球市民の勧告は、そのもっともらしさが特

権的な立場性によって確保されている。被害の及ばない安全な場所から、もっともらしい正論は発信される。これが、島民の文化遺産を浸食し、その延長線上に「無責任の体系」が成立する。「国民」は、法律に違反せねば罰せられず、「人類」は、常識から逸脱せねば非難されないことを知っている。制裁を伴うモーレス (mores) として共有された「島民」の慣習 (folkways) は、外集団の成員からは参照されず、その行動を律することができない。

人類に開かれた入山の権利と島民が負うことになった自然保護の責務、自然破壊がもたらすであろう学術的損失と島民の経済的損失、これらを比較した時、島民の位置は決して低くあつてはならない。入山の権利は、島民の経済を潤すやり方で制限されるべきであるし、経済効果を生み出す学術的価値を保持した自然は、最優先に守られるべきである。単純に保全するだけでなく、島民の社会生活との両立が何よりも考慮されるべきである。それも当然、一時的な経済効果を期待する人々のためではなく、そこで子孫を増やし、屋久島に根を張って生きようとする人々の為のものでなければならない。本土の人々と比較した時、島民の生活には逃れがたいディスアドヴァンテージがある³⁸⁾。一時的に屋久島を訪れる人々のための島ではなく、そこに暮らす人々が主人公である島でなければ持続可能な自然保護活動は定置できない。

人類の自然遺産を守るのは、島民の切実な視線を共有することによってのみ可能となる。その為には、当事者が疎外された自然保護の議論を変調させるべきであり、自然保護の目的律 (teleonomy) を地元民の手に引き戻すことである。屋久島自身が有する自浄作用を越える観光客の流入、それによる環境破壊（根の踏むことによる屋久杉の衰弱、トイレ問題、ツツジやメジロの乱獲、鹿害・猿害、大株歩道のみの集中利用による沿道被害）、これらの問題は、島民の視線への内在的な理解を進めることによってのみ、真の痛みを共有することができる。来島者の自己負担原則（含、入島税）、入山時のマナー（含、入山制限）、登山道の分散化（森林管理署管轄の 17 支線の有効活用による循環経路の開発）、大気汚染の被害（大陸における大気汚染の日本列島への影響の大きさの告知と警告）、これらを啓蒙することが目下の島内外の知識人の使命であり、島民の声の切実さを知り、伝えること、そして、島の若者達に島民自身の歴史を伝えること、これが生活者主体の持続的な自然保護活動に繋がっていくだろう。

映像あるいはイメージとしての屋久島、現実の屋久島の生活世界、これらを同じ語彙で語ることの危険性、そしてその背後にある権力性（ヘグモニー）の問題、これは屋久島だけに限られた懸案ではなく、世界各地の自然保護に繋がる問題系であろう。我々が世界各地の自然保護を語るとき、自らの置かれている立場と社会的被拘束性、そして自然保護についての語りと、その感受性自体を成り立たせている情報環境の問題、これらを常に反省的に捉え返していくかねば、議論は極めて欺瞞的な響きを持つ内容に堕してしまう。

どこかに善と惡の根源的な所在があるわけではない。それぞれの思惑と事情の中で歴史は紡がれている。常に利害とそれぞれの正義が対立する現実の世界に立ち、その中でより切実な声を聞き分け、共感する感受性が求められている。高度に情報化した世界の中で、ローカルな生活者主義を核にした議論を立ち上げることこそ、未来志向の自然保護活動に繋がるものだと私

は思う。ローカルな生活者の声をすくいあげることは、人々の感受性や語りを生成させる上で構造的に機能している情報・知識・常識の力を相対化することに繋がる。ある特定のポジションやパワーを有する人々の声を特権化するのではなく、素朴な響きで交わされる人々の声を、どれだけ大きな議論の中に取り込んでいいけるか、これが鍵となるだろう。合法性・経済性・学術性、あるいは、功利性・有用性等といった価値基準だけではなく、多様で重層的な準拠から人間と自然との関係性を問い合わせし、共生を可能にする主体的かつ断続的な実践が要請されている。

莊子は、「知有用之用而莫知無用之用」という言葉を残している。〈世間の人々は、有用なもの必要性は知っているが、役に立たない者がむしろその生を全うする、という大きな役割を果たすことを知らない〉という大意である（諸橋轍次の訳を参照）。「無用の用」の警句は、木材としての有用性から逸脱した屋久杉が伐採を免れた歴史を想起させる。「無用」という判断は、共時的世界の社会・文化的価値からなされる。共時的世界における合理性=価値判断は必ずしも絶対ではない。このことを考えながら、自然と向き合う姿勢が大切であろう。

後記

この論考は、1999年に外務省の主催で開催された「1999 global youth exchange program "To Protect the Cultural and Natural heritage of the world"」への参加申し込みの為に提出したエッセイ（原文英語）に大幅な加筆修整を加えて完成させたものである。同プログラムは、37ヶ国から49人の参加者を集め、3月9・19日の10日間の日程で、東京・鹿児島・屋久島において開催された。外務省の関係者各位、同プログラムに参加した世界各地の友人達に感謝を表したい。

なお、この原文エッセイは、当時、屋久島について書かれた本で、島民自身が著したもの非常に少ないと感じながら書き進めた。そのため、非常に批判的な内容となってしまったわけだが、現在では、本文でも触れたように中島成久、兵頭千恵子、柴鐵生等の諸氏によって、すぐれた良書が公刊されていることを付言しておきたい。

今回、加筆修整を加えて活字化しようと考えたのは、2009年9月における帰省旅行が直接的なきっかけである。シルバーウィークの期間、妻と両親とで、東京に在住する従兄とその友人、同僚の山本さん一家とその友人のガテリエル姉妹の計8人を迎える、島を案内した。これは、筆者にとって、余所者と当事者の双方の眼差しから島を考える久々の機会となった。

また、約7年ぶりに縄文杉登山を試みたが、幾たびかの登山渋滞の間に、山岳ガイドの説明が耳に入ってくる機会があった。そこで覚えた違和感も本稿作成の一つの動機となっている。かつての島民を、まるで生態系を傷つける邪魔者のようなニュアンスで語っているガイドがいたが、こういう説明に関しては違和感を覚える。現在、150～200人を数えるガイドは、その7割がニューカマーだという。

また、今回、屋久島を特集した様々なガイドブックに目を通したが、そこにはやはり島民の

歴史や生活がほとんど記されていなかった。これに対しても違和感を覚えた次第である。

本稿は、先行研究から研究課題を導出し、調査研究を踏まえて結論を提出する筆者の従来の執筆スタイルとは大きく異なったやり方で論述を進めている。そのため、やや散漫な議論に終始している嫌いがあり、後半は、もっぱら散文調になってしまった。なお、今回の論考は、研究者以外の読者を想定して執筆を進めたため、用語や言い回しに関する説明を多く加えてみた。また、約 10 年前に著したエッセイが原文となっているため、若気の至りというか、少々荒削りな言述が散見している。しかし、全面的な改変を試みると論述のテーマ自体も変更せざるを得なくなってしまうため、なるべく原文を尊重し、言い回し自体は残すことにした。加筆修整にあたっては、1999 年の執筆時以降に公刊された文献の情報をなるべく盛り込むことにした。また、父・文昭からは率直なコメントを受けた。依然、網羅的な検討や父からの注文への十全な対応は適わなかつたが、これは今後の課題とさせて頂きたい（草稿段階で小島伸之氏、塙田穂高氏、寺田早紀から貴重なコメントを頂いたことも追記する）。2007 年に成立したエコツーリズム推進法が、一部の人々の思惑で恣意的に運用され、屋久島、そして島民に悪影響を及ぼさないことを望む。

【註】

- 1) 環境庁の H P、「日本の世界自然遺産／World Natural Heritage in Japan (<http://www.env.go.jp/nature/isan/worldheritage/>)」、2009 年 12 月 4 日付より抜粋。
なお、同 H P では、"The Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage (hereafter, the World Heritage Convention) aims to establish an international cooperative and supportive system, based on the recognition that it is important to protect cultural and natural heritage from such threats as damage and destruction, and to preserve such assets as the world heritage of mankind as a whole." と説明されているが、日本語版では、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下、世界遺産条約）は、顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを、人類のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的に 1972 年にユネスコ総会で採択されました」と記されている。なお、条約批准までの経緯は、小野寺浩 2009 「屋久島論」鹿児島大学鹿児島環境学研究会編『鹿児島環境学 I』南方新社、48・60 頁を参照のこと。
- 2) 以下に叙述する屋久島の歴史に関しては、上山俊雄・三木靖 1984 「屋久島の歴史」三木靖責任編集『上屋久町郷土誌』上屋久町、91・317 頁を参照した。
- 3) 小川亥三郎 1997 「屋久島の名義」『南日本の地名』第一書房、71・83 頁を参照のこと。藁草説は、屋久島環境文化村センターの展示に記されてあるが、その説の根拠に関して筆者は知識をもたない。明治・大正期に流行したアイヌ語源汎用説に関しては、柳田國男が批判したことがよく知られている。なお、金田一京助も、アイヌ語の地名は、東北から北陸

関東まで及んでいるが、それ以西に関しては見あたらないと述べている。上掲書において小川は、種子島に残るヤクの地名がいずれも低湿地に立地しているところから、アク→イアク→ヤクの変化を想定している。なお、アクツ・アクト・アクタ等の地名は、全国的に川沿いの低地・湿原地を指すケースが多い。なお、ヤクシマの所在に関しては、（後述する）『三国名勝図会』には、上古においては屋久島以南の琉球までを含めた南西諸島を指していたが、もっとも近い屋久島にその名が当てられるようになった、と記されている。

- 4) 泊如竹（1569-1655）は、17世紀に活躍した屋久島・安房出身の儒学者。朱子学の権威として島津、藤堂、尚（琉球）などの諸侯に仕えた（藤堂高虎の死後、三重を離れている）。島ではそれまで禁忌であった屋久杉の伐採を「迷信解き」を駆使して奨励した人物と伝えられ、屋久町では「屋久聖人」と慕われている。『三国名勝図会』には、「古来山中の大杉樹は、神木と称して伐ることなかりしかば、翁其良材の世に不用なるを惜み、山中に入り、一七日嶽神に請ひ、伐て世用に充んことを禱る、山を出、島人に告て日、吾嶽神へ禱るに、木を賜ふべき靈應を得る故、今より以後、伐て世用に備ふべし、唯其伐る時、伐て伐れざる者は伐るべからず、是神の禁する木なり、（一説に、斧を一夜杉木に掛け、斧の倒れたる者は伐るべからず、是神の賜はらざる木なりといへり）是より闇島始て杉木を伐始めけり」と記されてある（青潮社による復刻版、285頁）。なお、『三国名勝図会』には、このように記されてはいるが、ヤクスギの伐採は、1594年における豊臣秀吉の方広寺建立のための用材採集が契機であったと考えられる。秀吉の命を受け、島津氏は、屋久島の森林資源調査を行い、その類稀な価値を発見する。その後、詐欺同然の手法で種子島氏から屋久島を没収している。なお、鳥獣戯画で知られる高山寺（1206年創建）にはヤクスギが使用されているとの伝承があり、土門拳等もそう記しているが、筆者が肉眼で見た限りでは、はつきりわからない。ヤクスギに特徴的な褶曲した木目が見られるが、これをヤクスギと特定する技術を筆者は知らない。
- 5) 国有山林下戻訴訟に関しては、南日本新聞屋久島取材班 1990『屋久杉の里』岩波書店、田川日出夫 1994『世界の自然遺産 屋久島』NHKブックス、牧良平 1996『屋久島物語』マキノンブル社、中島成久 1998『屋久島の環境民俗学』明石書店、兵頭千恵子 2001『屋久島の森を守る』春苑堂書店も併せて参照のこと。なお、この裁判に関して、島出身の弁護士牧良平と、同じく島出身の文化人類学者中島成久は、正反対の解釈を行っている。牧によれば、そもそもこの下戻行政訴訟は、島外のブローカーの口車に乗って始めた訴訟であり、訴訟費用の負担等の面で「人のフンドシで相撲をとる」ような裁判だった。島民の思惑は、「仮に裁判に負けたからといって、もともとだ。損をするわけでもないし、勝って奥山の森が手に入れば、濡れ手で泡の大儲けができる」というものだった。そして、判決の内容は、「確かに島民は屋久杉などの樹木を伐りだして税金を納め、また米と交換したり換金したりしてきたことは認められるが、ただそれだけの権利であって、それらの樹木の生えている土地の所有権まで持っていたと認めるに足る証拠はない」というもので、

牧は、「尤もなことで、決して不当な裁判とは思えない」と述べている[牧 1996:226-234]。一方、中島は、まず「明治以前、日本の農山村には入会権というものが存在していた。この入会権が地租改正によってほとんど否定・制限されてしまった。屋久島の山林をめぐる問題もこうした全国的な入会権問題の一環として考えるべきである」と述べる。そして、渡辺洋三の著作（『入会と法』東京大学出版会、1972年）から、「政府は、国有地に民法上の入会権が存続することを認めない方針をとり、大正4年の大審院判決で、国有地入会権を否認するに至った。この判決は、法律論としては全く根拠のないもので、今日の学説ではほとんど支持されない。こうした強行判決を大審院が出した背景には、裁判所が絶対主義権力の入会権否認政策に追随する政治的判断をしたものと考える以外にない」という文章を引用する。そして、判決に関しては、「屋久島の原生林が村持支配にあったことは、原告が提出した各資料から見て明らかであることは認めている。だが、『屋久杉は一度伐採してしまえば、後はほとんど価値がない雑木が残るだけで、山林としては価値がなくなる。たとえ植林をしてもその再生に数千年もかかるのだから、屋久杉を島民が利用してきたのは元本そのものを処分してしまったもので、係争山林を所有してきたとは認めがたい』という驚くべき論理を展開している」とコメントする。また、判決は、「屋久杉を採取した後にはほとんど何も残らない。土地よりも高価な屋久杉を採取し尽くした後では、薩摩藩が各村にどの部分の伐採をいつ許可したのか明らかではないので、所有権を主張しても認められない。原告は、屋久島が米・粟がとれないため、それに代わって平木による年貢の納入を行ってきたと主張しているが、そうであれば採取する屋久杉は一定量である必要があるけれども、そうではなく、原告のいうように無制限に利用してきたと主張するのはおかしい。原告の主張するように、屋久島には貴重な天然杉が自生し、島民が、その屋久杉を利用してきたことは認めるが、すべての屋久杉が利用に適しているわけではなく、平木採取というのは、大海における漁業稼ぎと同じことだ」という内容だったと概括する。そして「平木生産を、魚稼ぎと呼ばれた漁業と同じとする指摘には笑ってしまう。両者を略奪経済としての共通項があるとみると当たっているが、屋久島の山の場合、また、当時の技術水準からして、屋久杉を伐採した後、『何も残らない』とするのは明らかに間違っている。何も残らないどころか、倒木上更新などの自然の摂理で第二世代の屋久杉が生長し、また倒木は朽ちることなく残り、次の世代の苗床として立派に役割を果たしてきた。また屋久杉を除いてもなお残る森の存在については意図的に無視している。漁業でも林業でも、資源を枯渇させるほど乱獲、乱伐を行ったのはきわめて近年の出来事である」と述べている[中島 1998:52-53]。

筆者は、やはり牧の見解には違和感を覚える。当時の島民の思惑や裁判の構図に関しては、そのような事態がおそらくあったのであろう。しかし、判決の結果を「尤もなことで、決して不当な裁判とは思えない」と断ずる箇所には納得がいかない。中島が指摘したように、屋久島の森に関する事実認識が根本的に誤っていることに対して、あまりに無頓着である

ように感じる。島民の戦略や分裂の稚拙さを指摘することは容易いが、そこに（拙著 2009 『旧植民地における日系新宗教の受容』ハーベスト社、73・74 頁で指摘したように）辺境の読書人の事大主義的分別意識を感じてしまう。

- 6) 山田興嗣 1984 「林業／上屋久町の経済」前掲『上屋久町郷土誌』506 頁。
- 7) 屋久杉自然館の展示より。
- 8) 島津斉興の下命によって 1844 年に編纂された、薩摩・大隅・日向の自然・歴史・物産などに関する百科事典的な書物。柳田國男も『先祖の話』『山の人生』等で度々引用している（特に『先祖の話』では、ホトケの語源に関する箇所で重要な論拠として引証している）。なお、『三国名勝図会』は、近世以前の屋久島を知る上で極めて重要な書物ではあるが、内容の信憑性には一定の留保が必要だと考えられる。
- 9) 岩川直隆「歴史の概要」屋久町郷土誌編さん委員会編『屋久町郷土誌 第 1 卷 村落誌上』屋久町教育委員会、25 頁。なお、屋久島の総人口は、1756 年時点で 5,664 人であり、1812 年は 1340 戸、石高は、1635 年～1868 年の期間、1,374～1,398 石で推移している。平均 7.1 人の世帯で生活し、船数は 1826 年時点で 307 艘であった[上山・三木 1984:288]。1881 年の屋久島北部と口永良部島の人口は 4,266 人、同エリアの 1890 年の人口は 5305 人である。山田興嗣 1984 「人口／屋久島の自然と環境」『上屋久町郷土誌』82 頁。なお、屋久島沿岸でカツオ漁がさかんであった時期、動力船の登場でカツオ漁が本土資本から浸食される時期、第二屋久島丸の就航と 1966 年の皇太子来島を受けた第一次観光ブーム、高速艇就航・世界遺産登録を受けた平成期の第二次観光ブーム等、生業構造との関連で人口動態を分析した論考には、寺田文昭 1999 「発信、屋久島」『あこん樹』3 号、6・15 頁がある。
- 10) 民俗学者。1940 年に 13 日間、屋久島に滞在し、習俗や生業などについて聞き取り調査を行った。以下の引用は、『宮本常一著作集 16 屋久島民俗誌』未来社、1974 年（原著は 1943 年）より。
- 11) 小説家。『林英美子全集 第 16 卷』文泉堂、1977 年、所収の「屋久島紀行」、並びに 1949 年から三年間の連載で発表された小説『浮雲』1953 年、（現在、新潮文庫から公刊されている）を参照。1950 年に 3 日間屋久島で取材を行っている。『浮雲』の中では、「営林署だけで保っているような島」という表現が登場する。なお、「一月に三十五日雨が降る島」という、広く知られた言葉は彼女から来ているとされるが、前掲の宮本の『屋久島民俗誌』にもその言葉は登場している。
- 12) 世界システム World-System とは、資本主義的生産様式が世界規模に運動して展開することを歴史的に分析した E. ウォーラースティンの概念である。中心地域と周辺地域、そしてその中間に半周辺地域が存在し、劣悪な労働形態や一次産品の搾取は、世界システムの展開に伴う市場原理の構造的要因から周辺地域に押しつけられることが分析されている。ここでは、戦後の開発経済が、単純に国家のエゴによるものだとする議論を避けるために用

いた。イマニュエル・ウォーラースtein 1974=1981『近代世界システム I』（川北稔訳）
岩波現代選書を参照のこと。

- 13) 以下の記述は、黒瀬郁二 1984「電力／上屋久町の経済」前掲『上屋久町郷土誌』540-593
頁より。
- 14) 以下の記述は、山田興嗣 1984「林業／上屋久町の経済」前掲『上屋久町郷土誌』495-518
頁より。
- 15) 山田興嗣 1984「上屋久町の経済の概要」前掲『上屋久町郷土誌』452 頁。
- 16) 柴鐵生 2007『あの十年を語る—屋久杉原生林の保護をめぐって—』五陽書房。なお、前掲
した兵頭千恵子 2001『屋久島の森を守る』春苑堂書店も併せて参考のこと。兵頭千恵子
は、兵頭昌明の妻である。なお、後述するNHK「プロジェクトX」（2000年12月5日）
は、兵頭昌明、柴鐵生、兵頭千恵子の三氏が出演している。放送内容には、事実関係に若
干の誤謬がある。なお、柴の著作には、1969 年に一時帰郷した際のエピソードが語られ
ている。故郷の永田の青年団員は、「屋久杉保護の世論についても知らず、ほとんどの青
年が無関心」であるばかりでなく、「島の人々、村の人々のほとんどが関心がない風で、
その意識の差、ギャップに驚かされ…意気消沈してしまった」ということである[柴 2007
: 49-50]。
- 17) なお、屋久島では、1979 年に土石流災害が発生し、マスコミで大きく取り上げられ、地
元選出の代議士二階堂進や大蔵省の調査官も復旧費用の予算化のために現地を訪れていた。
町議会は独自調査の必要性を決議し、国土問題研究所に調査を委託した。同研究所の
約 2 年間の調査研究の結果、災害発生は国有林の過伐によるものとの結論が出された。
これを受けて、議会は、国有林施行計画の抜本的見直しを求めるなどを決議し、被災者は行
政訴訟を提起した。この調査結果が、「瀬戸内海」伐採計画に反映されているか、とい
うことが施業見直しを求める論拠の一つとなった。前掲[兵頭 2001][柴 2007]を参考のこと。
- 18) 前掲[柴 2007 : 150]。なお、柴は、瀬戸内海流域保全運動に際し、折衝を繰り広げた営林署、
林野庁の担当官を実名で紹介しているが、彼らの理解と協力がなければ施業見直しはあり
えなかったことを強調している。また「全域保護の成果を可能にしたのは、そのための運
動、人々の働きの総体であって、ある部分だけを切り離して評価するのは適切ではない」
とも語っている[柴 2007 : 183]。
- 19) 魚住昭 2007『証言 村上正邦 我、国に裏切られようとも』講談社、143 頁。なお、生長
の家については、拙稿 2008「新宗教とエスノセントリズム—生長の家の日本中心主義の変
遷をめぐって—」『東洋学研究』45 号、179-208 頁、並びに前掲[寺田 2009]、拙稿 2009
「新宗教の教えの共鳴盤の現在」『国際宗教研究所ニュースレター』62 号、8-15 頁を参
照のこと。
- 20) 『季刊 生命の島』81 号、(有)生命の島、2008年初春、14 頁。
- 21) 産業人口の推移と島内純生産の数値については、前掲[小野寺 2009 : 48-49]を参考のこと。

なお、2008年の日本島嶼学会における奥野一生氏の発表によれば、2000年代に離島への入り込みが増加しているのは沖縄のいくつかの島々と屋久島のみであり、それ以外の地域は総体として入り込みは減少傾向にあるようである。

- 22) エース Ethos は、M.ヴェーバーの概念。心的態度、精神構造などと訳される。人々を内面から価値づけ、特定の生活態度を形成し、社会的行為の実践的起動力となる集合的な心理機制を指す。M.ヴェーバー 1904・05=1989『プロテスタンティズムの精神と資本主義の精神』(大塚久雄訳) 岩波文庫を参照のこと(ただし、Ethos の語は同書の 1920 年の改訂版から使用されている)。
- 23) 植物学者。内務省の嘱託を受けて屋久島の植物の調査を行った。1924 年の国の特別天然記念物の指定に先だって『鹿児島県屋久島の天然記念物調査報告』を提出した。同報告書は(有)生命の島から 1995 年に復刻された。なお、同報告書には、縄文杉(当時は命名されていない。「屋久杉中の第一樹」と記される)の情報も触れられている。田代善太郎 1995(1926)『鹿児島県屋久島の天然記念物調査報告』生命の島、79 頁。
- 24) 民俗学者。『トビウオ招き』八重岳書房、1984 年、『南日本民俗の探求』八重岳書房、1986 年等を参照のこと。
- 25) 植物学者。『世界の自然遺産 屋久島』NHK ブックス、1994 年等を参照のこと。
- 26) 詩人。「部族(日本におけるヒッピームーブメントを牽引した運動)」に参加し、1977 年から屋久島に移住。『聖老人』野草社、1988 年(原著は 1981 年)等を参照のこと(なお来歴に関しては、拙稿 2004「ポストコミュニケーションのヒッピー思想—山尾三省のライフヒストリー」『東洋大学大学院紀要』41 集、79-94 頁を参照されたい)。この他に屋久島へ移住した著名な作家には星川淳がいる。
- 27) 児童文学作家。戦中から動物を扱った児童文学を多く発表する。1975(1950)『片耳の大鹿』偕成社文庫、『椋鳩十全集』全 12 卷ボプラ等を参照。「片耳の大鹿」「大造爺さんと雁」「月の輪熊」等は国語の教科書にも採用された。「片耳の大鹿」「ヤクザル大王」「洋上アルプス」など、屋久島が舞台となった作品を多く発表している。
- 28) 作家・エッセイスト。『ひかりのあめふるしま屋久島』幻冬舎文庫、2001 年(原著は 1997 年)は、屋久島を訪れる多くの若者に読まれている。
- 29) コミットメント commitment の語は、ロバート・N・ベラー 1985=1991『心の習慣』(島薗進・中村圭志訳)みず書房における用法を念頭に置いている。様々な社会領域への参加・あるいは関わり、というニュアンスの語だが、約束、責任、献身といった意味も内包している。
- 30) ペルソナ persona とは、元々は古代ギリシアの俳優たちが劇のときに着用した仮面のことを指し、そこから英語の人 person や、人格 personality の語は生まれている。homo や human-being 等の「自然人」概念との違いについては、ハンナ・アレント 1963=1995(1975)『革命について』(志水速雄訳)ちくま学芸文庫を参照のこと。また「国民」の語は、ベ

ネディクト・アンダーソン 1983=1987『想像の共同体』（白石隆・白石さや訳）リブロポートの議論を念頭に置いて使っている。均質化された国家的な時間・空間の認識を共有する「国民」の誕生は、人類史において決して古い起源を持つものではない、というのがアンダーソンの主張の一端である。

- 31) 「生活世界 life-world (Lebenswelt)」はフッサールの用語だが、ここではアルフレッド・シュツの議論を参照している。I.シュツ編 1964=1998『アルフレッド・シュツ著作集第4巻 現象学的哲学の研究』（渡部光、那須寿、西原和久訳）マルジュ社を参照のこと。生活世界とは、生活上の実際的な目的を遂行する際に接触する意味世界であり、我々から秩序ある世界として経験され、解釈されてきた日常的な世界を指す。また我々の経験と解釈の所与として与えられている世界であり、蓄積された「手持ちの知識」の集合としての経験が沈殿している世界でもある。なお、本稿の立場は、鳥越皓之氏らの唱える「生活環境主義」、あるいは有賀喜左衛門の「生活意識」の議論を念頭において進めている。
- 32) 以上の記述は、前掲[宮本 1974]、田平暢志 1984「信仰／上屋久町の生活」前掲『上屋久町郷土誌』885-894頁、やくしま郷土研究会編 1989『ふるさと再発見 宮之浦の巻』私家版、鹿児島大学法文学部文化人類学研究室 1992『上屋久町民俗資料調査報告書（二）上屋久町の民俗』上屋久町教育委員会、前掲[中島 1998]、高田久夫 2007『屋久島の山守 千年の仕事』草思社、を参照した。なお、屋久島の中でも集落毎に入山や伐採のルールは異なる。例えば小瀬田集落では、正月に山に入る習俗があったが、これは他の集落では見られない。

なお、屋久島の山の神体については、中島が「一品宝珠権現」と「一品法寿権現」について興味深い議論を展開している[中島 1998 : 92-97]。郷土史家の山本秀雄の<法寿が先で宝珠が後>という説に対し、中島は<やはり宝珠が先>という説を唱えている（なお『三国名勝団会』では宮浦岳山頂の石祠は「一品法壽權現」、益救神社は「一品寶壽權現」と記されている。「珠」は使われていない）。中島は、「宝珠」という語が、修驗道において重要な意味を有し、薩摩半島に修驗の影響が色濃いことから屋久島にも影響が及んだことを推察し、そして「法寿」という語が意味不明であることから元々は「宝珠」だった、と論じている。これは状況証拠に基づき、論理的整合性を有した説得力のある説だと思われる。なお、[中島 1998 : 101]で紹介されている牛床詣所の写真は、当時、「一品宝珠権現」と記されていたが、現在、「一品法寿権現」と書き改められている。これは、益救神社の前神主の叔父が自ら「法寿から宝珠に書き換えた」と語り、それを証明する写真（「一品法寿権現」と記されてある）が現存していたことから（上屋久町教育委員会により）書き改められたものである。他方、「宝珠」は、修驗以前の法華經においても「提婆達多品」で印象的に登場する語であり、一方「如来寿量品」は、日蓮の法華經解釈において極めて重要な意味を付与されている經典であることには注意が必要である。法華宗を受容した島民にとって「寿」の語の当てはめは、わりかし自然なものだったのではないだろうか。も

ちろん、それ以前の音源についてはわからない。

- 33) 世俗化 secularization とは、宗教社会学の主要な鍵概念の一つ。宗教的な世界観が世俗的なそれに取って代わられること。あるいは、宗教的な権威や制度が力を失い、それまで自明であった信憑構造 plausibility structure を喪失すること。カレル・ドベラーレ 1981=1992『宗教のダイナミックス—世俗化の宗教社会学—』（ヤン・スイングドー、石井研士訳）ヨルダン社等を参照のこと。
- 34) 「無責任の体系」は、丸山眞男の概念。丸山眞男 1964『増補版 現代政治の思想と行動』未来社を参照のこと。丸山が言う「無責任の体系」とは、御輿（権威）、役人（権力）、無法者（暴力）が連結する中で「匿名の無責任な力」が行使され、無計画な戦争が遂行された事態を念頭に案出されたものである。個人がモラルや責務を放棄し、「権限への逃避」に終始して総力戦体制と戦線拡大が進められたところにナチスとは異なる独特的メンタリティがあったと論じられる。
- 35) 屋久猿がポンカンなどの農作物を荒らす害。最近では、猿だけなく鹿が里の畑や果樹園を荒らすことが日常化し、やや深刻な問題となっている。観光のために餌づけを行ったことが原因となったとする説、雑木林を伐採し、杉を植えたため、餌となる木の実が無くなつたことが原因だとする説、野犬狩りによって天敵を失った猿や鹿が容易に人里に近づけるようになったことが原因とする説等、いくつかの要因が考えられているが、抜本的な解決策は見つかっていない。
- 36) サイードのオリエンタリズム概念とは、他者表象にまつわる権力性の問題を扱った独自の概念である。サイードによると、オリエント（東洋）あるいはアジアという概念は、そもそも非ヨーロッパ世界を表象する概念としてオクシデント（西洋）の眼差しによってつくられたものである。西洋世界において、独自の整合性を有したオリエント像が構築され、そして、その後は、そこで使用される語彙と文法の体系によってのみ有意性が成立することになる。他者表象の再生産のメカニズムと、外部としての他者を疎外する構造とが密接に関係した事態にあることをサイードは論じている。エドワード・サイード 1978=1993(1986)『オリエンタリズム』（今沢紀子訳）平凡社ライブラリー参照のこと。特に表象 re-presentation 概念とテキストの参照能力 referencial power によって生じる内在的な論理整合性の議論を参照のこと。
- 37) <知—権力>概念は、Foucault, M. 1980 *Power/knowledge*. New York, Pantheon Books を参照のこと。ミシェル・フーコーは、知と権力との再帰的な関係を喝破している。フーコーは、マルクス主義者のように権力を特定の階級が行使するものと捉えるのではなく、ミクロな社会領域においても行使されている（シーソーゲーム的に不可避にまとわりつく）力学として権力という語を用いている。つまり、特定の社会の中で、説得力を持ちうる言説の中にこそ権力が内在しているとフーコーは捉えている。逆言すれば、既存の権威に抵抗する言説の中にも権力が発生していることが導出されるため、絶対的な真理の存在

は否定される。自然保護についても、法的規制絶対論、テクノロジーの進化による矛盾解消論、生態系の維持を最優先する環境保全論等々、<知>と<権力>の関係性の上で、そのもつともらしさが成立する事態を示唆するため、この概念を用いた。

- 38) 前掲[小野寺 2009]によれば、1989 年当時の屋久島島民の所得は、県民平均所得の 67% であったが、2004 年には 84% に向上している。しかし、物価は県平均比から約 7% 高く、ガソリンは 3 割ほど高い。なお、高校は宮之浦にある県立屋久島高校と平内にある通信制の屋久島おおぞら高校の二校があるが、島内の若者の主な進学先は屋久島高校である。ただし、大学進学希望者はしばしば本土に留学する（筆者もそうであり、筆者の同級生も 15~20% ほどが留学していた）。これがただでさえ少ない家計の圧迫要因となっている（この問題に関しては、畿央大学の渡辺幸重教授から更に厳しいかつての島民の状況を伺った）。また、1997 年における屋久島徳洲会病院の開業によって飛躍的に改善されたとはいえ、離島特有の医療格差の問題は厳然としてある。

なお、鹿児島から約 40 年前に嫁いだ母の言によると、物価も医療も当時と比べれば格段に改善された、しかし、それでも鹿児島の生活と比べると、不便なところや不合理な側面は依然として残っている、島民の平均所得が向上しても、地元の若者と高等教育を受けた I ターンの若者とは就業する業種や職種は異なる、依然として地元の若者の就労と子育てには困難性がある、とのことである。

